

5月から町の税金がコンビニエンスストアで納付できます

5月から全国のコンビニエンスストア(コンビニ)で納めることができる「コンビニ納付」を開始します。

コンビニの営業時間内ならいつでも納めることができます。なお、これまでどおり、町役場や金融機関でも納めることができます。

▼コンビニで納付できる税目

- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 町県民税(普通徴収)
- ・ 国民健康保険税(普通徴収)

▼コンビニで納付できない納付書

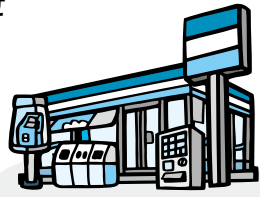
- ・ バーコードが印刷されていない納付書(後期高齢者医療保険料・介護保険料等)
- ・ 汚損等によりバーコードが読み取れない納付書
- ・ 金額を訂正した納付書
- ・ 1枚あたりの納付金額が30万円を超える納付書
- ・ 「コンビニ利用期限」が過ぎた納付書

取扱店 ※下記のコンビニの全国の店舗で納付できます。

エブリワン	くらしハウス	ココストア
コミュニティ・ストア	サークルK	サンクス
スリーエイト	スリーエフ	生活彩家
セイコーマート	セーブオン	セブン-イレブン
デイリーヤマザキ	ファミリーマート	ポプラ
ミニストップ	ヤマザキデイリーストアー	ローソン
MMK(マルチメディアキオスク)設置店		ヤマザキスペシャルパートナーショップ

◎問い合わせ

税務課 ☎内線264



4月1日から大磯港駐車場が時間料金制になります

短時間の利用がしやすい料金体系にするために、現行の1回単位の固定料金制から時間料金制になります。

▶開場時間

月	開場時間
4月～9月	午前4時～午後10時
10月～3月	午前5時～午後10時

▶駐車料金表

区分	時間料金	上限額(1日あたり)
普通自動車	300円	1,000円
大型自動車	600円	2,000円
原付・自動二輪車	150円	500円

- ※1. 緑化協力金(1台20円)にご協力ください。
- ※2. 第1駐車場:114台、第2駐車場:239台
- ※3. 大型車・二輪車は第2駐車場のみ駐車できます。
- ※4. 5千円札・1万円札はご利用できません。(両替は各自でご用意ください。)



◀大磯港駐車場

◎問い合わせ 大磯港港湾管理事務所 ☎(61)5719

固定資産の縦覧・閲覧始まる

●あなたの土地や家屋などの資産が確認できます

価格等縦覧帳簿の縦覧

土地の固定資産税の納税者は町内の土地の評価額などを、また、家屋の固定資産税の納税者は町内の家屋の評価額などを、縦覧帳簿により確認や比較することができます。

固定資産課税台帳の閲覧

土地や家屋を所有している方は、課税内容や税額等を閲覧できます。

▼閲覧できる方

- ・ 所有者、納税義務者、納税代理人、委任状を有する代理人
- ・ 借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人などは、対象の資産について閲覧できます。この場合、権利関係等

▼縦覧期間

4月1日(月)～5月31日(金)
※土・日・祝日除く。

を証明する書面(賃貸借契約書、売買契約書、登記簿謄本など)をお持ちください。

▼閲覧期間 通年

※土・日・祝日を除く。

▼縦覧・閲覧場所

税務課窓口(役場本庁舎1階)

▼縦覧・閲覧に必要なもの

運転免許証など、本人確認ができるものを持参。

※縦覧期間中は、課税台帳の写しを無料で交付。

※固定資産税の納税通知書は、5月上旬に発送予定。第1期

納期限は5月31日(金)。

◎問い合わせ 税務課

☎内線255・256